



金沢市公報

第 2 4 8 3 号

平成17年(2005年)5月23日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について (農林総務課)	1
住民票の職権消除について (市 民 課)	2
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (障害福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定について (")	2
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (地域保健課)	3
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	3
自転車等の撤去及び保管について(")	3
市道の区域の変更について (道路管理課)	4
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境保全課)	4
予防接種を行うことについて (駅西福祉健康センター)	4

都市計画事業の事業計画の変更の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	5
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の廃止について (")	7
選挙管理委員会告示	
平成17年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	7
平成17年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	7
監査公表	
監査公表 (第15号) (監査事務局)	7
農業委員会告示	
第575回金沢市農業委員会農地部会の招集について (農業委員会事務局)	10
第314回金沢市農業委員会農政部会の招集について (")	10
第284回金沢市農業委員会振興部会の招集について (")	10

告 示

●金沢市告示第176号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条第3項の規定による国土調査としての指定を受けた地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

- 1 国土調査として指定された年月日
平成17年5月13日
- 2 調査を実施する者の名称
金沢市
- 3 調査地域

名 称	地 域 の 範 囲
湯涌地区	西市瀬町及び下谷町の各一部
湯涌第2地区	湯涌町、湯涌荒屋町、湯涌田子島町、羽場町、上原町及び白見町の各一部
湯涌第4地区	浅川町、上辰巳町、東市瀬町、東荒屋町、七曲町及び茅原町の各一部

- 4 調査期間

平成17年5月13日から平成18年3月31日まで

●金沢市告示第177号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成17年5月12日に職権で削除しましたが、本人に通知することが困難なため、同条第4項の規定により告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	性 別	生 年 月 日
金沢市八日市1丁目120番地4	尾 藏 征 男	男	昭和19年6月28日

●金沢市告示第178号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の23の規定により告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人 WAC 輝き	(1) 事業所番号 17201200075112 (2) 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションかがやきの家 金沢市東力1丁目51番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 WAC 輝き 金沢市東力1丁目51番地 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 西脇 恵 金沢市大桑町コ15番地6	平成17年 5月1日	居宅介護

●金沢市告示第179号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人 WAC 輝き	(1) 事業所番号 17201200075112 (2) 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションかがやきの家 金沢市東力1丁目51番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 WAC 輝き 金沢市東力1丁目51番地 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 西脇 恵 金沢市大桑町コ15番地6	平成17年 5月1日	居宅介護

●金沢市告示第180号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人 WAC 輝き	(1) 事業所番号 17201200075112 (2) 事業所の名称及び所在地 ヘルパーステーションかがやきの家 金沢市東力1丁目51番地	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人 WAC 輝き 金沢市東力1丁目51番地 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 西脇 恵 金沢市大桑町215番地6	平成17年 5月1日	居宅介護

●金沢市告示第181号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定年月日
愛レディスクリニック	金沢市古府町南386番地2	村 田 均	平成17年5月16日

●金沢市告示第182号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
金沢市営柿木畠自転車駐車場
金沢市営片町広場自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数
自転車 19台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
平成17年4月1日から同月30日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所
金沢市広坂1丁目9番16号
財団法人 金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所
日時 平成17年5月23日から同年11月23日まで
午前10時から午後7時まで
場所 金沢市昭和町633番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第183号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 40 台
	原 付 自 転 車 1 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 4 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 11 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 3 台
	原 付 自 転 車 1 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 6 台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
旭町1丁目地内	自 転 車 1 台
上荒屋5丁目地内	自 転 車 1 台
高岡町地内	自 転 車 1 台
此花町地内	自 転 車 8 台
尾張町2丁目地内	自 転 車 2 台

2 自転車等を撤去した日

平成17年4月1日から同月30日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成17年5月23日から同年11月23日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成17年5月23日から同年6月6日まで一般の縦覧に供します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
2 級幹線	2 級幹線310号戸室新保・清水線	清水町へ4番13先から清水町へ4番1先まで	旧	7.1～10.5	185
			新	7.3～9.3	140

公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
16	金沢市清掃株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地	平成17年4月27日
44	株式会社クレストエンジニア	金沢市駅西本町3丁目7番1号	平成17年5月6日

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年

政令第197号) 第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予 防 接 種 の 対 象 者 の 範 囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	平成17年5月23日から 平成18年3月31日まで	別表のとおり
三 種 混 合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
二 種 混 合 (ジフテリア及び破傷風)			
風 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジ フ テ リ ア 2 期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 1 期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日 本 脳 炎 2 期	9歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 3 期	14歳以上16歳未満の者		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
今 野 哲 雄	川北温泉クリニック	石川県能美郡川北町壺ツ屋195番地	麻しん、三種混合、二種混合、風しん、ジフテリア2期、日本脳炎1・2・3期
石 川 克 巳 佐 藤 保	石川整肢学園	金沢市平和町1丁目2番28号	
伊與部 尊 和	いよベクリニック	金沢市小坂町南675番地	

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次の都市計画事業の事業計画の変更を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、当該図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事 業 地	縦覧場所
金沢都市計画事業3・3・6号 鈴見新庄線	石 川 県	平成3年5月31日から 平成18年3月31日まで	(1) 収用の部分 変更なし (2) 使用の部分 変更なし	金沢市都市整備局 土木部道路建設課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市三口新町2丁目322番1から322番4まで	金沢市光が丘1丁目45番地 有限会社 イー・エス・ホーム 代表取締役 東 信昭
金沢市御供田町八7番1及び7番3から7番6まで	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社 第一地所 代表取締役 山岸 宏 金沢市神田2丁目12番16号 株式会社 エム・ティ・エステート 代表取締役 松井 利文
金沢市諸江町中丁482番1	金沢市諸江町下丁7番地 飯田 忠弘
金沢市諸江町下丁320番1	金沢市諸江町下丁149番地 飯田 豊 金沢市諸江町下丁323番地 飯田 光夫
金沢市東力2丁目122番から125番まで	金沢市松島1丁目33番地 株式会社 松下サービスセンター 代表取締役 河崎 五市

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市割出町287番1、287番4から287番8まで、288番1及び288番4から288番8まで	道路 金沢市割出町287番1及び288番1	金沢市光が丘1丁目45番地 有限会社 イー・エス・ホーム 代表取締役 東 信昭
金沢市畝田中4丁目136番1及び136番3	水路 金沢市畝田中4丁目136番3	金沢市大野町5丁目37番地 吉川 又一郎
金沢市八日市出町153番1及び153番3から153番5まで	道路 金沢市八日市出町153番1	金沢市西金沢4丁目126番4 出倉不動産 代表 出倉 一男
金沢市諸江町中丁342番1、342番3から342番5まで、342番7、362番1から362番10まで、368番1から368番6まで、下丁165番2及び166番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	道路 金沢市諸江町中丁342番5、362番5、368番2、368番4、368番6、下丁165番2及び166番2 水路 金沢市諸江町中丁368番5	金沢市西念1丁目3番7号 本陣不動産株式会社 代表取締役 辰田 正雄
金沢市諸江町中丁118番6、120番1及び120番3から120番6まで	道路 金沢市諸江町中丁118番6及び120番1	金沢市浅野本町2丁目5番25号 株式会社 宅建地所 代表取締役 荒木 宣夫
金沢市赤土町ワ26番1から26番7まで	道路 金沢市赤土町ワ26番4	金沢市金石東1丁目1番58号 マルセ実業株式会社 代表取締役 藤井 敏樹
金沢市三池町135番4及び135番7から	道路 金沢市三池町135番4	羽咋郡志雄町字柳瀬ヨ9番地1

135番10まで	有限会社 ジャパンサービス 代表取締役 中橋 忠博
----------	------------------------------

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定にする道路の位置の指定を一部廃止したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成17年5月23日

金沢市長 山 出 保

一部廃止した道路の位置等

廃止年月日	道 路 の 位 置			
	起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成17年5月11日	金沢市藤江北2丁目403番先	金沢市藤江北2丁目69番の一部	4.6	33.6

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第19号

平成17年6月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成17年5月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成17年6月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第20号

平成17年6月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されることがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所は、次のとおりです。

平成17年5月23日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成17年6月3日から同月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成17年5月23日

金沢市監査委員 山 形 紘 一
金沢市監査委員 中 島 秀 雄
金沢市監査委員 上 田 忠 信
金沢市監査委員 増 江 啓

包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成17年3月31日
 (2) 措置を講じた部局等 総合調整課、財政課、企業立地課、教育総務課、消防総務課
 (3) 監査結果の公表年月日 平成16年4月7日(平成16年監査公表第12号)
 (4) 監査の結果及び措置の内容

1 土地の先行取得委託契約と債務負担行為の計上について

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>指摘事項(第3章第1節)</p> <p>金沢市が代行取得(金沢市名義での取得)の方法によって土地の先行買収を行うに当たり、金沢市土地開発公社との間に土地取得委託契約を結ぶため債務負担行為を計上する時、予算説明書に記載する債務負担行為の「期間」は、同公社が立替払いのためにする借入の返済期間が「期間」となるべきところ、事業の進展、補助金の授受などにあわせた「期間」の設定をしているが、これは当初から同公社の調達資金の資金負担期間を曖昧にし、同公社財政を圧迫する起因となるものであり不適切である。実際の契約においても弁済期間を超えた「期間」による買戻しの契約がなされている。</p> <p>代行取得(金沢市名義での取得)の場合に、債務負担行為となる原因は、金沢市が同公社に地権者への先行取得土地代金の立替払いを委託し、同公社が債務引受人として立替払いを引き受けることで、金沢市には立替代金の返済義務が生じるからであり、返済期限は同公社の借入れの返済期限以内となるべきである。</p>	<p>代行用地の取得については、本来、市と土地開発公社間の契約であり、銀行への債務保証は必ずしも必要ではないことから、債務負担行為の期間は、事業の性格、内容に応じ定めることとしている。</p>

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>指摘事項(第3章第1節)</p> <p>金沢市土地開発公社に土地の代行取得(金沢市名義での取得)を委託する場合においてこれまでに金沢市と同公社との間に交わされた土地取得委託契約には、土地の買戻し条項があるが、もともと金沢市名義での取得のため金沢市が買戻すということはありません。この条項は不適切であり、立替金弁済条項にすべきであった(この契約条項の修正は、外部監査人指摘以降改善されているものがある)。</p>	<p>土地の立替金弁済条項に改めた。</p>

2 金沢市土地開発公社に先行取得を委託した土地の買戻しについて

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善等内容)
<p>指摘事項(第3章第2節)</p> <p>金沢市が金沢市土地開発公社に土地の先行取得を委託した場合、同公社が関連団体であることから、金沢市が他の制約を優先し、その買戻し義務(期限)を履行しないいたり、契約上買戻し義務(期限)を明示せず買戻らないでいる場合があり、同公社の財政に大きな負担となっている。この買戻し義務未履行は、古くに取得したものでなく、平成13年度取得依頼土地にもあり、現在も続いている。</p>	<p>可能な限り速やかに買戻すこととしている。</p>

5 金沢テクノパーク造成事業の公共施設整備負担金について

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>指摘事項 (第3章第3節)</p> <p>金沢テクノパーク造成事業は、金沢市と金沢市土地開発公社の共同施行で、代表施行者 金沢市土地開発公社として行われている。そのため、造成区域内の公共施設整備は、金沢市が発注者ではなく費用負担者となって行われている。長期間かつ大型の当該造成事業に対する長期の公共施設整備負担をする際に、同公社と金沢市が基本の覚書を締結するに当たり、その当時の基本計画から事業期間全体にわたる公共施設整備負担の総額を限度額として、債務負担行為を計上し執行するという手順がとられていないのは、不適切であった。その後覚書を数次にわたり変更しているが、同様である。</p>	<p>将来の負担を確定させるような覚書を締結する場合には、債務負担行為を計上することとしている。</p>

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>指摘事項 (第3章第4節)</p> <p>金沢市が、金沢市土地開発公社が先行取得した土地を買戻す時に改めて割賦契約 (支払の延期) をすることで同公社には資金不足が生ずるが、その資金補充のため同公社が行う銀行借入に対し金沢市は議決証明といった保証類似行為を行っているが、正式な債務保証契約を債務負担行為を計上して行う必要がある。</p> <p>代行取得においても同公社には土地代立替のため資金調達が必要となるが、同公社の借入れに対する金沢市の債務保証についても同様のことがある。</p>	<p>先行取得用地にかかる資金借換のために必要な債務保証については予算措置を講じることとしている。</p> <p>代行用地取得については、本来、市と土地開発公社間の契約であり、銀行への債務保証は必ずしも必要ではないが、金融機関側の必要性もあり、平成17年度から予算計上する措置を講じた。</p>

監査の結果 (指摘事項等)	措置の内容 (改善等内容)
<p>指摘事項 (第3章第4節)</p> <p>金沢市土地開発公社の金沢テクノパーク造成事業のための借入金に金沢市が債務保証契約を行うための過去3回の債務負担行為につき以下の問題点がある。</p> <p>予算年度経過後2～4年間、新規の保証契約を繰返し行っている。</p> <p>過去3回の債務保証の債務負担行為の計上において、予算説明書の「期間」の設定を「事業完成年度」と文言表現しているが、事業完成年度はその後の計画変更により2度変更されていて誤解を招き不適切であり、数値表現すべきであった。</p> <p>予算説明書に記載された債務負担行為の「限度額」や「期限」をこえた債務保証の執行も存在する。(平成7年度、平成12年度)</p> <p>予算説明書の債務負担行為の「事項」が示す造成事業のための新規融資ではなく、資金繰りのための借換えに対する保証契約が債務負担行為の計上がなされないまま行われている。</p>	<p>金融機関との債務保証契約の内容に適合した債務負担行為を設定することとしている。</p> <p>なお、平成15年度の執行においては、資金繰りのための借換えに対する債務保証の必要性が生じたため、最終補正予算で予算計上する措置を講じた。</p>

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>指摘事項（第3章第4節）</p> <p>金沢市の債務保証に関する債務負担行為の過年度分において、予算説明書の「将来支出予定額」につきすべて債務保証の「限度額」と同じ金額を記載しているが、実際の債務保証執行額のうち、未弁済残高（被保証債務残高予定額）を記載し、現実の保証残高を明示すべきである。</p>	<p>平成18年度以降は、保証残高を記載することとしている。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第575回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年5月23日

金沢市農業委員会
農地部会長 山 本 外 二

1 日時

平成17年5月27日午後2時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定にする許可の申請に対する意見決定について
- (2) 農地法第3条第1項に規定する許可の申請について
- (3) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
- (6) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (7) 非農地証明願について
- (8) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第314回金沢市農業委員会農政部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年5月23日

金沢市農業委員会
農政部会長 中 村 秋 雄

1 日時

平成17年5月27日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第284回金沢市農業委員会振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年5月23日

金沢市農業委員会

振興部会長 山 下 公 一

- 1 日時
平成17年5月27日午後3時
- 2 場所
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

●正 誤

平成17年4月1日付け金沢市公報第2478号の5

頁	箇 所	誤	正
2	上から7行目	株式会社 マイカル	更生会社 株式会社マイカル
2	上から21行目	学校法人 金沢学院大学	学校法人 金沢学院
2	上から32行目	専務理事 横 山 和 男	専務理事 長谷川 隆 史

平成17年(2005年)5月23日 印刷
平成17年(2005年)5月23日 発行

定価 120円

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄